## 23 衣笠町地区地区整備計画区域

	制限事項		計画地区	
		健康施設地区	福祉施設地区	管理施設地区
(1)	建築物の用途の	次に掲げる建築物及	次に掲げる建築物及び	次に掲げる建築物及び
	制限	びこれらに附属する	これらに附属するも	これらに附属するもの
		もの。ただし、建築	の。ただし、建築物の	ア 住宅
		物の敷地が福祉施設	敷地が健康施設地区に	イ 共同住宅及び寄
		地区にわたる場合	わたる場合は、建築物	宿舎
		は、建築物又は建築	又は建築物の部分が存	ウ 店舗及び飲食店
		物の部分が存する地	する地区の建築物の用	で床面積の合計が
		区の建築物の用途の	途の制限による。	それぞれ500平方
		制限による。	ア・診療所	メートル以下のも
		アーホテル、旅館	イ 老人ホーム、福	の(風俗営業及び
		及び公衆浴場	祉ホーム、老人福	店舗型性風俗特殊
		(店舗型性風俗	祉センター及び介	営業の用に供する
		特殊営業の用に	護老人保健施設	ものは除く。)
		供するものは除	(介護保険法第8条	エ 事務所
		< 。 )	第28項に規定す	才 診療所
		イ 体育室、スポ	るものをいう。)	
		ーツ施設その他	その他これらに類	
		これらに類する	するもの	
		もの	ウの研修所	
		ウ 主たる用途が	エ 主たる用途がア	
		ア又はイに掲げ	からウまでに掲げ	
		る建築物で店舗	る建築物で事務所	
		又は飲食店の用	に供する部分の床	
		途に供する部分	面積の合計が500	
		の床面積の合計	平方メートル以下	
		がそれぞれ	のもの	
		1,500平方メー	オー公益上必要な建	
		トル以下のもの	築物	

(風俗営業及び 店舗型性風俗特 殊営業の用に供 するものは除 く。)

エ 主たる用途が ア又はイに掲げる建築物でカラ オケボックス類 の他これに別のの部分の はする部分の部分が 500平方メート ル以下のもの (風俗営業及び 店舗型性風俗特 殊営業の用に供

く。)
オ 研修所

カ 会議場及び集

するものは除

会場

キ 診療所

ク巡査派出所、

公衆電話所及び

令第130条の4第

3号から第5号ま

でに規定するも

の(以下「公益

上必要な建築

		物」という。)		
(2)	建築物の容積率			
	の最高限度			
(3)	建築物の建蔽率			
	の最高限度			
(4)	建築物の敷地面	3,000平方メートル	1,000平方メートル。	150平方メートル(長屋
	積の最低限度	(研修所及び診療所	ただし、公益上必要な	及び共同住宅について
		については1,000平	建築物の用途に供する	は、150平方メートル
		方メートル)。ただ	ものについては、この	以上で、かつ、1住戸
		し、公益上必要な建	限りでない。	当り50平方メートル
		築物の用途に供する		以上とする。)
		ものについては、こ		
		の限りでない。		
(5)	壁面の位置の制	道路境界線に面する	道路境界線に面する部	道路境界線に面する部
	限	部分は3メートル及	分は3メートル及び隣	分は1メートル及び隣
		び隣地境界線に面す	地境界線に面する部分	地境界線に面する部分
		部分は1.5メート	は1.5メートル。ただ	は0.5メートル。ただ
		ル。ただし、外壁等	し、外壁等の面からの	し、外壁等の面からの
		の面からの後退距離	後退距離の限度に満た	後退距離の限度に満た
		の限度に満たない距	ない距離にある建築物	ない距離にある建築物
		離にある建築物又は	又は建築物の部分が、	又は建築物の部分が、
		建築物の部分が、次	次のいずれかに該当す	次のいずれかに該当す
		のいずれかに該当す	る場合は、この限りで	る場合は、この限りで
		る場合は、この限り	ない。	ない。
		でない。	ア 公益上必要な建	ア 物置その他これ
		ア 公益上必要な	築物及びこれに附	に類する用途に供
		建築物及びこれ	属するもの	する附属建築物
		に附属するもの	イ 公益上必要な建	で、軒の高さが
		イ 公益上必要な	築物以外の建築物	2.3メートル以下
		建築物以外の建	に附属する物置、	で、かつ、床面積
		築物に附属する	電気室、機械室、	の合計が5平方メ

ı	ı	1	I	
		物置、電気室、	自動車車庫その他	ートル以内である
		機械室、自動車	これらに類する用	もの
		車庫その他これ	途に供する附属建	イ 附属建築物の自
		らに類する用途	築物で、当該外壁	動車車庫で、軒の
		に供する附属建	等の敷地境界線	高さが2.3メート
		築物で、当該外	(道路境界線にお	ル以下で、かつ、
		壁等の敷地境界	ける隅切部分を除	床面積の合計が
		線(道路境界線	く。)からの後退	6.75平方メートル
		における隅切部	距離が1メートル	以内であるもの
		分を除く。)か	以上であるもの	
		らの後退距離が	ウ 法第44条第1項	
		1メートル以上	第4号に規定する	
		であるもの	<b>₺</b> の	
		ウ 法第44条第1	エ 渡り廊下その他	
		項第4号に規定	これに類するもの	
		するもの		
		エ 渡り廊下その		
		他これに類する		
		もの		
(6)	建築物の高さの	地盤面から25メート	地盤面から25メート	地盤面から12メート
	最高限度	ル	ル	ル
(7)	建築物の形態又			
	は意匠の制限			
(8)	へい等の構造の	へい等で道路に面す	へい等で道路に面する	へい等で道路に面する
	制限	るものは、地盤面か	ものは、地盤面からの	ものは、網状その他こ
		らの高さが1.5メー	 高さが1.5メートル以	れに類する形状のもの
		トル以下の網状その	トの網状その他これに	
		他これに類する形状	 類する形状のもの。た	
		のもの。ただし、次	だし、次のいずれかに	
		のいずれかに該当す	 該当する場合は、この	
		る場合は、この限り		

でない。	ア 公園、テニスコ	
ア 公園、テニス	ート、運動場その	1
コート、運動場	他これらに類する	
その他これらに	用途に供するもの	
類する用途に供	に設けるへい等	
するものに設け	で、網状その他こ	
るへい等で、網	れに類する形状の	
状その他これに	もの	
類する形状のも	イ ごみ集積場の周	İ
の	囲に設けるもの	İ
イ ごみ集積場の		İ
周囲に設けるも		1
の		<u> </u>